

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いすみ市長 太田 洋

市町村名 (市町村コード)	いすみ市 (12238)	
地域名 (地域内農業集落名)	増田地区 (増田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・イノシシ、キョン、サル、ハクビシンの獣害が問題となっている。
- ・現状7人の担い手がいるが、高齢化により、将来の農業後継者の確保と担い手の育成が課題となる。
- ・川沿いは、川が氾濫してしまうため耕作放棄地になってしまう。
- ・水稲だけでなく種子の生産も活発である。現状種子の生産者は6人。
- ・作物の流通手段を作ることが課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後は作物の流通手段として県道沿いに無人直売所の設置、小学校、保育園への給食として提供を計画していく。
- ・水稲、種子を主要作物としつつ、担い手に農地の集積・集約化を進め、後継者不足や担い手の高齢化が深刻化する前に地域内の担い手後継者を育成し、人材を確保する。
- ・農業用機械の値段が高いため、地域で購入し誰でも使えるように検討する。
- ・作業効率のため畦畔の除去を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるとともに、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後必要に応じて話し合いを行い、取組について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を確保・育成していくため、県やJA等の関係機関と連携し、相談から定着まで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点で活用の予定はないが、今後活用について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--